

入所(園)ができなかった 旨の証明書がほしいとき



R8 年度

育児休業給付金の支給期間の延長手続きに必要な、「保育所において保育が行われない事実を証明する書類」を希望する場合、岐阜市では「**保育の実施について**」という名称の通知書を発送しております。

※施設利用の申込をしていない方につきましては入所(園)の可否が判断できないため、証明書は発行できませんのでご注意ください。

★岐阜市のホームページ オンライン申請窓口サイト
LoGoフォームから申請できます。

『保育の実施状況証明書申請フォーム』



5～3月用



★左記のQRコードからの手順をもって、窓口による提出の代わりとすることができます。
ぜひ、ご利用ください。

※申請期間は、5月～3月分は5ページの途中入所期間、4月分は4ページの2次募集期間と同様になります。
その他書類の添付が必要になる方は、窓口のみの受付となります。

4月用



※5～3月分の申請と4月分の申請は別のQRコードになります。

※申込書の写しは証明書と一緒に郵送いたします。

★アカウント登録機能があります。

アカウント登録をすると、申請フォームに住所等が自動で転記されるようになります。

毎月申請される方など、ぜひ、ご利用ください。

※アカウント登録をしない方も申請できます。

●窓口で申請される場合

岐阜市役所子ども保育課(本庁2階)窓口にて、「教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書(2・3号認定用)」と「保育の実施状況証明(育児休業延長必要書類)申請書」に必要事項を記入し、ご提出ください。その場で、申込書の写しをお渡しいたします。

●発送について

- ・5月～3月分の申請については毎月20日頃、4月分については随時証明書を発行し郵便で発送します。
- ・早めの受け取りを希望される場合は、子ども保育課窓口にて、受け取りが可能ですので、申請される際、窓口にて申し出てください。オンライン申請の場合は、申請フォーム内の“子ども保育課窓口にて受け取り”を選択してください。

子ども保育課 入所係 058-214-2143